

令和6年度川越市障害者支援施設等の整備方針について

令和5年4月1日
川越市長

1 整備方針

令和6年度川越市障害者支援施設等の整備方針について、次のとおり定める。

(1) 最も優先的に行う整備事業

重度の障害者及び医療的ケアを必要とする障害者（以下、重度障害者等）を
全定員数の8割以上を利用者とする次の施設の整備促進

※重度の障害者：身体・知的障害者で支援区分が区分4以上の障害者や強度
行動障害者

ア 重度障害者等が利用できる生活介護事業所の整備促進

重度障害者等が利用できるよう、看護師の常時配置や埼玉県が定める「福祉のまちづくり条例」を遵守する等の対応を行う生活介護事業所の整備を促進する。

イ 重度障害者等が利用できるグループホーム及び短期入所の整備促進

重度障害者等及び障害者支援施設からの地域移行を希望する障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進するため、看護師の常時配置や埼玉県が定める「福祉のまちづくり条例」を遵守する等の対応を行うグループホームの整備を促進する。

また、短期入所のニーズが高いことから、短期入所を併設するグループホームの整備を優先する。

(2) 優先的に行う整備事業

防災体制の強化

障害者支援施設における災害発生時の入所者の安全を確保するため、非常用自家発電設備及び非常用受水槽等の給水設備の整備を促進する。

2 川越市障害者福祉施設等施設整備費市費補助金の事業計画については、次の点に留意すること。

- (1) 申請を行う補助対象事業者は、本件補助事業で整備される施設を運営する法人（法人設立を伴う場合は設立準備委員会も可）とすること。
- (2) 施設整備費補助金に係る事業計画は、原則として補助金の内示（例年では整備年度の7月ごろ）から令和7年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 創設により整備する施設については、川越市在住の利用者の受け入れに努めること
（概ね8割以上の川越市在住者の受入れを想定している。）
- (4) 協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。
- (5) 補助を受けて整備する施設について、設置主体の名称等を公表するものであること。
- (6) 補助により整備した施設等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき処分制限がかかることを踏まえた上で申請すること。
- (7) 事前に必ず施設の必要性、具体的な需要の把握（整備予定のサービスに係る障害者の需要を把握する調査等）を行うこと。
- (8) 令和6年度事業の詳細が国より示されていないことから、今後、整備基準や単価等の内容が変更となる場合があるので承知のこと。
- (9) 施設の整備及び運営が円滑に行われるよう、近隣住民や地元自治会へ説明を行うこと。
- (10) 事業実施に直接必要な土地は、土地登記の全部事項証明書により権利関係を確認し、抵当権等、事業実施に支障が生じるおそれのある権利は事前に抹消すること。
- (11) 国及び市の予算状況によっては、市の審査で適当と認められた案件であっても補助事業として採択されない場合や減額して採択される場合があることをあらかじめ了承すること。